首都圏中央連絡自動車道(大栄~松尾横芝) 芝山トンネル技術検討会 設 立 趣 意 書

東日本高速道路㈱ 関東支社 千葉工事事務所

首都圏中央連絡自動車道(大栄~松尾横芝)新設事業は、区間延長約18kmのうち、約0.6kmの芝山トンネル(仮称)を有する。

芝山トンネルは、砂質地盤が主体となる地山を掘進する工事となるが、これまでに千葉県内の圏央道沿線のトンネル工事では、同様の地質条件下において、流砂現象による陥没事象が発生しており、また、極めて厳しい条件下での施工となることから、適切な補助工法の選定などの施工技術等に関して確認、検討すべき課題が存在する。したがって、施工中における実際のトンネルの地盤の状況や掘進状況を確認し、検討することが必要である。

このため、首都圏中央連絡自動車道(大栄~松尾横芝)芝山トンネルに関し、トンネルの施工技術等について確認、検討することを目的として、トンネル施工技術の専門家、関係機関により本検討会を設置するものである。

首都圏中央連絡自動車道(大栄~松尾横芝)芝山トンネル技術検討会 規 約

(設 置)

第1条 首都圏中央連絡自動車道 (大栄~松尾横芝) 芝山トンネル技術検討会 (以下、「検討会」という。)は、東日本高速道路㈱関東支社千葉工事事 務所が設置する。

(目 的)

第2条 検討会は、芝山トンネルにおける施工技術等に関する技術的な検討を行 うことを目的とする。

(所掌事項)

- 第3条 検討会は、以下について検討等を行う。
  - (1) トンネルの施工に関する事項
  - (2) その他必要な事項

## (検討会の運営)

- 第4条 検討会には委員長を置き、検討会は、委員長が招集する。
  - 2. 委員長は、事務局が推薦し、委員の了承を得て決定する。
  - 3. 委員は、別紙1のとおりとする。
  - 4. 委員長は、委員に諮った上で、委員の変更または追加を行うことができる。
  - 5. 委員長は、必要に応じ、会議へのオブザーバの出席を求めることができる。
  - 6. 委員長が職務を遂行できない場合、予め委員長が指名する委員がその 職務を代理する。

(中立性)

第5条 委員は、検討会の設置目的に照らし、公正中立な立場から審議等に あたらなければならない。

(守秘義務)

第6条 委員等は、審議で知り得た内容について、検討会の許可無く第三者 に漏らしてはならない。また、委員等の職を退いた後も同様とする。 (委員の任期)

第7条 委員等の任期は、第3条に定める事項が終了するまでとする。

(検討会の公開)

- 第8条 検討会の設立趣意書、規約、委員名簿、配布資料および議事要旨については公開とする。
  - 2. 会議および議事については原則非公開とする。
  - 3. これにより難い場合は、委員に諮った上で、委員長が決定するものと する。

(事務局)

第9条 事務局は、東日本高速道路㈱関東支社千葉工事事務所に置く。

(その他)

- 第10条 本規約に定めのない事項等は、委員に諮った上で、委員長が決定するものとする。
- 附 則 この規約は、令和5年3月3日から施行する。

## 委 員 名 簿

委員長 真下 英人 (一社) 日本建設機械施工協会 施工技術総合研究所長

委員 日下 敦 (国研) 土木研究所 つくば中央研究所 道路技術研究グループ上席研究員

委員 中野 清人 ㈱高速道路総合技術研究所 道路研究部 トンネル研究担当部長

委員 大津 敏郎 東日本高速道路㈱ 技術本部 総合技術センター エキスパート

委員 笹原 壮雄 東日本高速道路㈱ 関東支社 千葉工事事務所長

委員 小島 昌希 国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所長